

科学研究費助成事業－科研費－への応募資格者について

佐賀大学において科研費への応募資格を有する者は、以下の要件を満たす者とする。なお、この要件は応募時だけでなく、実際に科研費が交付され、当該補助事業の研究活動を行う期間を通して満たす必要がある。

1. 研究者に係る要件

- ① 本学役職員並びに本学と労働契約を締結している者で、専ら研究を本務とする者及び研究活動を行うことを職務に含む者であって、本学で実際に研究活動に従事している者
- ② 他の大学等研究機関に所属しない者で、本学と労働契約を締結していないが、専ら本学の施設・設備を使用して研究することが認められている者であって、本学で実際に研究活動に従事している者。ただし、本学の施設・設備を契約等により借り受けて研究活動を行っている者を除く。
- ③ その他、上記①②に準ずる者

2. 上記に掲げる「研究者に係る要件」を満たす者は、以下の「科研費応募資格一覧表」に掲げる者

(「○：応募資格を有する。」及び「△：条件付きで応募資格を認める。」)とする。

ただし、以下の「科研費応募資格一覧表」に該当のない職名については、適宜、関係部局長の承認を経て、学長による確認を得るものとする。

科研費応募資格一覧表

職名等	区分	応募資格の有無	留意事項
大学教員(教授、准教授、講師、助教、助手)	常勤	○	
寄附講座等教員(寄附講座教員、寄附研究部門教員)	常勤	○	
病院講師・病院助教	常勤	○	
研究講師・研究助教	常勤	○	
非常勤研究員(研究機関研究員)	非常勤	○	
非常勤研究員(中核的研究機関研究員)	非常勤	○	
医員	非常勤	○	
役員(学長、理事、監事)	役員	△	学長による確認を得た者
技術職員	常勤	△	
教務職員	常勤	△	
医療技術職員	常勤	△	
看護職員	常勤	△	
非常勤教員(非常勤講師)	非常勤	△	
特定教育職員(教育指導教授、教育指導准教授、教育指導講師、教育指導助教)	常勤・非常勤	△	
特任教員(特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教)	常勤・非常勤	△	
研究員(特別研究員)	非常勤	△	部局長の承認を経て、学長による確認を得た者 (「科研費応募資格確認申請書」(別紙様式)を提出すること。)
日本学術振興会特別研究員(DCを除く)	非常勤	△	
非常勤研究員(科学研究支援研究員)	非常勤	△	
非常勤研究員(産学官連携研究員)	非常勤	△	
非常勤研究員(COE研究員)	非常勤	△	
非常勤研究員(非常勤博士研究員)	非常勤	△	
外国人研究員	非常勤	△	
客員研究員	その他	△	
名誉教授	その他	△	
各学部、各センター等受入の非常勤研究員	その他	△	
各学部、各センター等受入の特定研究員・特命研究員	その他	△	
附属学校教員	常勤	×	奨励研究は除く。
ティーチング・アシスタント	非常勤	×	
リサーチ・アシスタント	非常勤	×	
医員(研修医)	非常勤	×	
研究生	その他	×	
学部生、大学院生	その他	×	

○：応募資格を有する。

△：条件付きで応募資格を認める。

×：応募資格はない。

※ 外部研究資金による雇用経費に基づき専従義務がある研究者は、勤務時間外に科研費の研究を主体的に行える者に限る。

※ 資格のない研究者を研究分担者に加え科研費の交付を受けると不正使用となり、制裁措置の対象となる。

上記「科研費応募資格一覧表」に記載がない職種については、研究協力課研究協力主担当(TEL8482、6-8482)に問い合わせる。